

第十三回
会

参議院經濟安定委員會會議錄第二十二号

昭和二十七年六月二十日(金曜日)午後
零時八分開会

出席者は左の通り。

委員長 佐々木良作君
理事 郡 祐一君
永井純一郎君

委員

愛知 葵一君
古池 信三君
奥 むめお君
杉山 昌作君
山川 良一君
栗山 良夫君
須藤 五郎君

衆議院議員

國務大臣

福田 一君

國務大臣

周東 英雄君

事務局側

常任委員 桑野 仁君
會專門員 渡辺 一郎君
常任委員 渡辺 一郎君

本日の會議に付した事件
○電源開発促進法案(衆議院提出)
○委員長(佐々木良作君) それでは委
員會を開会いたします。

今日は第二十七回だと思ひます。御
承知のように昨日は電源開発促進法案
に関する委員會を開きましたけれど
も、開いて直ちに休憩してそのまゝ散
会に至つております。本日の議題は電
源開発促進法案及び事業者団体法の一
部を改正する法律案並びに私的独占の

第十七部

經濟安定委員會會議錄第二十二号 昭和二十七年六月二十日【参議院】

【参議院】

一

禁止及び公正取引の確保に関する法律

の一部を改正する法律案の三案であり
ますが、先ず電源開発促進法案を議題
といたします。(委員長と呼ぶ者あり)
ちよつと待つて下さい。御承知
のようにこの電源開発促進法案は、前
二、三回の委員會におきましてこの日
程につきました。いろいろお話が出てお
つたことは御承知の通りであります。

従ひましてこの法案の問題に入れば早
速その議事日程或いは議案の處理の問
題が出ようかと思ひますが、一つ委員
長にお許し願ひたいことは、この法案
につきました。従つてなお一、二だけち
よつと伺ひたいと思ひますので御了解
をお願いいたします。それはいろいろ
ふうな状態になりましたから、外から
いろいろの質疑がありまして、それに
對してこの法案の審議中におきまして
答弁者、發議者或いは政府のほうで言
われた言葉に対する質疑では非委員長
において確めておいてもらいたいとい
うことがあるからであります。簡単に
一つ責任者である安本長官からお答へ
願ひたいと思ひます。

第一は、發議者の説明中でありま
すか、或いはその他の場合であります
か、よく記憶はありませんけれど
も、説明中に電源開発の原則といたし
まして一つの水系に対しては一つの會
社を以て開発するのが原則であるとい
うようなことが述べられたという話で
あります。私は一応の原則としてはそ
ういふことがあり得るかと思ひます
けれども、この法案の建前上から見れ

ば必ずしもそうではないのでありまし
て、例えば電源開発株式会社の開発對
象となつておる水系でありまして、そ
の水系の中に開発地点が数カ所あるよ
うな場合におきましては、この法案に
よりまして、電源開発の調整審議會の
議を経て定めることになつております
が、その場合に必ずしも一水系に對し
て一社に限定をして、例えば開發会社だけ
に限定をしてやらせるということとは、
川が非常に大きいわけでありまして、
川が非常に大きいと思ひます。これは
、その地点に、その河川の中に例え
ば現在の電氣事業者であるとか或いは
その他県営であるとか等々の開発をし
たいという話があつた場合には、當然
に適當な調整がされるものと思ひます。
特に御承知のように九州の球磨川問題
が問題になつておりました。この開発
地点についていろいろの開発主体があ
ることは御承知の通りだと思ひます。
その辺につきました。必ずしもこの水系
について例えれば開發会社なら開發会社だけ
に上から下まで全部やらせるというこ
には法上はならないと思ひますが、特に
御所見ありませうか。私の見解に對し
て別に變つた御発言がございませうか。

○國務大臣(周東英雄君) お尋ねの点
については委員長の御質問の内容と全く
同意見であります。今までにおいても
提案者側においても又政府側において
も一水系に關して開發会社が全部独占
的に開發するということを申し上げたこ
とはないと思ひます。従つて只今委員
長のお尋ねの内容と全く同意見で考へ
ております。

○委員長(佐々木良作君) 次にもう一
点だけ伺ひたいいたします。それはこの
原案の二十二条の特殊会社の業務の内
容であります。その際の質疑応答の
際に發議者であつたか、これも他のか
たであつたかわかりませんけれども、こ
の二十二条に「左の事業を営むものとす
る」というわけで四号挙げられておる
電源開發及びこれに附帶する送電設備
の整備、それから發電設備、送電設備等
の設備、貸付、電氣事業者に對する電
氣の供給、これらを特に現在の九つの
電氣事業者に限定して、つまり譲渡、
貸付を受ける相手方及び三号の電氣事
業者に對する電氣の供給の意味の電氣
事業者、この兩者を特に現在の九つの
電氣会社に限定するといふ発言があつ
たとかないとか、問題になつておるよ
うに聞きますけれども、これは法上當
然に現在でありますならば公益事業
令による電氣事業者、九つの電氣会社
も或いはその他の事業者も含めまして
いうように法上は當然解せられると思
ひますが、特別に他の解釈なり他の意
図があるかどうか……。

○國務大臣(周東英雄君) 只今のお尋
ねのことについても、特に譲渡の場合
には限定はいたしておりません。御趣
旨の通りであります。

○愛知 葵一君 委員長議事進行につ
いて……。

私は去る十七日から動議を出してお
りますことは御承知の通りで、昨日

もこの扱いについて私の所見を申し上げ
たのでありますが、この際改めて電源
開發促進法案に對する質疑終了の動議
を提出いたします。

○郡 祐一君 只今の動議に賛成いたし
ます。

○愛知 葵一君 採決をお願いいたしま
す。

○永井純一郎君 私は勿論動議に反対
であります。それはなぜかといひます
と、この前の最終に私が質問をいた
しました水利権の取消し、取上げ等の
問題に對しまして、重要な問題であり
ますので質疑をいたしました。で、
特に法律的な問題として法制意見局長
官ですか、が呼ばれました。答へまし
たが、その際意見局長官は御承知
の通り明かにこれは簡単な単なる便宜
的な自由裁量ではなくして拘束された
裁量である。従つてそういう場合は單
なる不当処分ではなしに違法の問題と
して行政訴訟の対象になると思ひとい
うような私の意見にはほぼ近い答へを
しましたので、それではこの開發法と
河川法との關係を調整するところの兩
法案の修正ということが當然起つて來
るし、そのことが法律技術的にきちつ
とやつておかないと、執行を實際する
場合に困難が起つて來る、その点の法
律的な意見はどうかといふことを更に
尋ねましたところ、それらの点につき
ましては、自分としては立場上答へが
まあできないといふようなふうになつ
て逃げて歸つたような恰好になつたわ

て……。

けです。そこでこれらの点は国会とい
たしましては、立法の問題として考
えなければならぬ点であるし、又法律が
できると執行者であるところの所管大
臣等が、それでは政府のほうではこの
辺をどう考えるか、すぐお答えがなか
つたので、よく研究をなされましてこ
の点は一つ回答願いたい、こういうふ
うに私は言つておるのであります。そ
れに對するお答えが未だにないわけ
でありますから、そういう点をほつきり
さして頂いて一つ動議の打切りの問題
を決定するようにして頂きたい、こ
う思います。(「動議採決」と呼ぶ者あ
り)

○愛知縣一君 議事進行の動議だから
採決を最初に願います。

○委員長(佐々木良作君) 今その動議
につきまして意見が出ているのだと思
います。

○永井純一郎君 そうです。

○委員長(佐々木良作君) ほかにあ
りませんか。(「採決々々」と呼ぶ者あ
り)

○永井純一郎君 その点ですね、これ
は無理にそう勢込んで採決と言われな
いで、我々は何か特別に引延ばそうと
も思いません。ただ私が正当に質疑し
たことに對する政府の重大な法律問題
の点だと思ひますので、これはまあ
責任ある答弁をなされなければならん
と思ひますし、そういうふうになすつ
たほうがいいと思ひますがね。(「採決
採決」と呼ぶ者あり)

○國務大臣(周東英雄君) 今のお尋ね
であります、特に政府のほうで研究
して答弁しろという要求があつたと記
憶しますのではありませんが、只今の点に
つきましては、すでに法制意見局長官

からお答えを申上げた通りでありま
す。私もそれに同意見である、従つ
てそういう場合に違法の処分である
とすれば、これに對して救済規定、裁判
に訴えるという途が残されておるわけ
です。私はそれで救済ができると思
ひます。ただあなたのそのときのお尋
ね、私はおりましたから知つておりま
すが、それとや一々の場所をさうい
うことでやつておつたらなか／＼きま
らぬから、何かそれは別個の規定
を置いておつたらという御意見であ
ります。これはこれからやろうとする
会社の地点がすべてそれにかかると
うか。これは一つの設例であつて、私
は事實をもつとよく運用されて行く
ものと考へます。(「採決々々」と呼ぶ
者あり)

○永井純一郎君 只今の周東大臣のお
答へですが、法制意見局長官の御意見
からは当然これは行政訴訟の問題にな
るといふことではあります、さうであ
れば急いで着手しなければならぬ。
電源開発が實際着手できないといふこ
とになつて来るからさういふことを今
のうちに立法的に適當に措置をしてお
かなければならぬんじゃないかといふこ
とであります。で同時に今佐々木委員
長の質疑に對して大臣がお答へになつ
た同一水系中敷点の開発地点があつ
て、そのうちこれは特殊会社にも開
発社にもやらせるし、又電力会社にも
やらせるというふうなことを考へられ
ておるようですが、それは法律的に見
れば、じやいずれが一体公益上のこの
河川法の二十条の二号を判断する場合
に公益上どれが適當であるからどうだ
といふことはもう言えないという証拠
です。さういふお答えをなさるのが……。

です。それから非常にこれはもう河川法の
二十条の關係と今度の電源開発法と
の關係がすでにもうその点ではつきり
しない、こういうふうな具體的になつ
て来たのである。公益上の判断とい
ふのは私は當然個々の場合に具體的に
判断されて行くと思ふのです。さうす
れば一々法律上の厄介な問題が起つて
来てがた／＼がた／＼や、而も九電力
会社はこの開発会社にすべて反對をい
たしておるからこれに協力をし
ないという態度を持つて来て事を起し
て来るというこゝたになればこの立法上
の欠陥からして常に開発は實際上行わ
れないといふやうな重大な事態がこれ
は起る心配があると思ひます。これは
もう少しはつきり一つ考へをきめられ
まして、その点修正するものならば
さういふやうなふうに私はお考へにな
るべきだつたと、さういふふうと思
ひますがどうでしょう。

○國務大臣(周東英雄君) これはもう
意見の相違と思ひます。あなたは電源
開発をば、これは十分の特殊会社を
扱う場所は全部今のやうな混乱を裁判
上でやらなければ決定せんといふふう
に前提を置いて、困るじやないかとい
うお考へのようにですが、私もそれは
考へておりません。さういふところ
は特殊な地点においてはあつても知れ
んが、これに對しては法律上の、行政
訴訟の途が開かれる法的処分があるの
です。従つて多くの場合についてはさ
ういふものに関係なくこの会社が事業
を遂行することはできるのであります
から、さういふ特殊の事例に對しての
問題について私は御意見を異にするわ
けであります。

○永井純一郎君 特殊の場合ではなく
して私が言つておるのは法律論として
の一般論を言つておるのであります。
それに對する政府の考へるの答弁を求
めておるわけですから、つまり公益上の判断
を一つの水系において、或る点は開発
会社にやらせ、或る点は電力会社にや
らせるといふことであるならば、少し
もはつきりそこにしていないと思ふ。
或る箇所について取上げるという場合
の反証に、さういふ問題がこゝで擧げ
られる場合には具體的な一つ一つの問
題を私が言つておるのはなくして法
律上の理論としては困るじやないかと
さういふことに對する確かな答弁を求
めるわけですね。

○國務大臣(周東英雄君) お話です
が、その点は同じ水系におきましては
発電の地点ごとに違ふと思ふのです。
或る地点についてはその方法をなすが
ために総合的な見地からこれを特殊
会社にやらせるのがより公益的な立場
から見て是とする場合があると、同じ
水系でも非常に簡単にやれる場所があ
ると思ひます。さういふものを民間
に、県にやらせるといふことについて
別に私はこの法律はとめてないと思
ふ。あなたの御意見は一つの立論の前
提において一つの問題を仮定して考へ
ておる。而もその仮定といふものは全
部この会社における、今後における事
業の全部に律することを前提として
お尋ねと思ひますが、私はそれは違ふ
と思ひます。私はさういふものには對し
て御意見を承りたいといふのです。

○委員長(佐々木良作君) 愛知君の動
議が成立したのになつておりますの
で再三の催促でありますから……。

○栗山真夫君 私動議が出ておること
は尊重しておるわけでありましたが、た
だ一点委員長に伺ひたいのであります
が、電源開発促進法は極めて重要な法
律案であります。そこで最近の情勢は
私が説明を申上げるまでもなく、各党
ともこれに對処するいろ／＼な考へ方
をまとめたといふ考へておられると思
ひます。又我が党もいたしておるわけ
であります、要するに經濟安定委員會
としてのいわゆる議事の進行の予定に
ついて私どもは理事に我が党は入つ
ておりませんからわかりませんが、つ
まびらかにしない。又我が党と盟友關
係にある永井理事に聞いてもよくわか
らないわけであります。従つてさうい
う重要法案でありますときには質疑の
打切り、或いは討論に入る場合、或
いは本會議の上程等についても各党それ
ぞれの立場がありまますのであらかじめ
理事を開かれる、或いは懇談会等
を持つて十二分に各党の間の意見の調整
をせられて、さうして議事をスムーズ
に運んで頂いたほうが僕はよくないか
と考へるのであります、今動議が出
てしまひましたから質疑の打切りの問
題は別に元へ戻らないわけでありま
すが、その後のことについてもさうい
うなことに配慮せられる余地があ
りますか。或いはさういふことでなく
して委員長のお考へにおいで進められ
るか、その点の一つ伺つておきたいの
であります。

○委員長(佐々木良作君) 委員長はこ
の法案につきましては委員長理事の打
合会は今一月半以來たび／＼開いて
おります。そしてその話では随分
前にもう連合委員會でもきめる段取り
になつておつたのを延びておりました。それか
らその後の問題においても同様であり

ます。ところが委員長理事打合せよりも全員でこれは相談したほうがよいべターだと思っております。殊に少数の委員でありますから全部して相談したほうがよいべターだと思ひまして、実質的に質疑の打ち切りをきめた段階から、ずつとこういう打合会を開いておるわけでありまして。従つて委員長といひましてはそれ以上の議事進行或いは議事日程を作るための方法は私はないと考へます。従ひましてこの全部の打合せ会といひますか、全部の委員会といひますか、その線に乗つかつて動いて行くよりほかにないと思ひます。(採決、採決と呼ぶ者あり)

○栗山夏夫君　そうしますと、大體理事會等を持つのでなく、全部の委員のおるところで意見の交換をやる、こういうわけですね。僕は經濟安定委員會にはまだ席が新しいわけで、前のことはよく知りませんが、少くとも質疑を打ち切りに入ることから、それからあのことにについてはまだ余り御相談がないように思ひますので、そういうことをやはり質疑打ち切りの動議の結末がついてからやられる予定であるかどうか、その点を伺ひます。

○委員長(佐々木良作君)　委員長は全委員にぶつつけて全部の委員で處理して行く方針であります。(その通り)と呼ぶ者あり)

愛知君の動議は成立いたしております。愛知君の原案に対する質疑打ち切りの動議を採決いたします。愛知君の動議の通り原案に対する質疑打ち切りの賛成のかた挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(佐々木良作君)　賛成多数であります。従つて原案に対する質疑は

これで打ち切ることになりました。

○愛知一君　丁度昼近くになりましたから約一時間休憩せられんことの動議を提出いたします。

○部帖一君　愛知君の動議に賛成いたします。

○委員長(佐々木良作君)　只今の動議は一時間休憩しろという動議であります。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐々木良作君)　それでは一時間休憩いたします。

現在の状態は原案に対する質疑が打ち切られた段階であります。一時間後に再開いたします。

午後零時二十九分休憩

(休憩後開會に至らず)

六月十九日本委員會に左の事件を付託された。

一、私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月七日)

昭和二十七年七月二十二日印刷

昭和二十七年七月二十三日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所